

新年のごあいさつ



消防本部 消防長 千葉 清

希望に満ちた平成30年の新春を迎え、皆様に謹んでお慶び申し上げます。また、平素から消防業務に対するご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。さて、近年は、地震・風水害などの災害が発生し多数の尊い命と貴重な財産が失われ住民の安全を脅かす自然災害が後を絶たない状況にあります。一言で異常気象によるものと片付けるには、あまりにも悲惨な状況であり、自然環境の変貌により今まで異常であったものがあたり前の状態になってきているのではと危惧されております。

昨年は、熊本地震が癒えぬ中、7月に発生した九州北部豪雨や10月には西日本から東日本、東北方の広範囲を襲った台風21号など、災害に無縁な地域は無

いことを肝に銘じ災害に備える取り組みが重要です。気象庁や市町村から出される防災情報に耳を傾けていただくようお願い申し上げます。

地域防災の原点は、地域の皆様ひとり一人が、自助、共助（隣近所）の精神で協力し、防災に取り組むことでもあります。日頃から地域の皆さんが積極的に地域防災活動に参加し、地域が一体となった連携・協力体制を築いていただき、災害への更なる備えをして、安全で安心な地域づくりにご尽力いただきませうようお願い申し上げます。

「自分は大丈夫」の根幹が頼みではなく、きちんと対策した上での「大丈夫」と言える環境が理想の姿だと考えます。

消防といたしましても、消防力の充実強化を図り、皆様の負託に応えられるよう、最善を尽くしてまいりますので、本年もご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年1年が皆様にとりまして災害のない年でありましますように、そして皆様の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

平成30年  
4月1日から

【違反対象物の公表制度】  
重大な消防法令違反の建物を公表します。

● 建物の利用者が自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用できるように、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。  
(重大な消防法令違反とは、建物に義務付けられた屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていない違反です。)

関係者の方へ

建物の増改築や用途変更などを行う場合、新たに消防用設備等が必要となることがありますので、所轄の消防署へ事前にお問い合わせください。



消火栓等の除雪にご協力をお願いします

積雪時、消火栓や防火水槽の取り出しマンホールが雪の下に隠れてしまい、消火活動に支障をきたす場合があります。

消防では職員はもとより消防団員の方々はじめ関係機関の協力を得て、消火栓等の除雪作業を実施しておりますが、暴風雪や積雪時には対応が遅れる場合があります。

より迅速な消火活動ができるように、ご自宅の周辺に設置してある消火栓等の除雪にご協力をお願いいたします。

例 地下式消火栓 [場所によって違いあり]

